

政府発表の 「新たな米政策」

拓殖大学北海道短期大学

教授 塩沢 照俊

新食糧法施行後三年目を迎えた一九九七年、生産者米価は大幅に下落した。自主流通米価格形成センターにおける一九九七年一〇月の入札価格は、各都道府県米とも前年に比較して下落したが、例えばこれを北海道産米きくら397についてみると、九六年産米は一俵（六〇kg）当たり一万七四四八円であったが、九七年一〇月は一萬五三三二円であり、下落額は二〇二九円、下落率は一二%となっている。そしてこれに伴って、北海道の農協の農家に対する仮払金も九七年五月に一萬五〇〇〇円であったのが、同年秋には一萬三〇〇〇円に引き下げられた。このような状況下、全国はほとんどの地域で、米価は生産費を割り込み、稲作収入は激減し、稲作経営はまさに空前の危機に陥り、その打開策を求める集会在、農家、農業団体ばかりでなく、消費者、商店街、自治体をも含めて広範囲に展開された。

「新たな米政策」の内容

これに対し政府は、「新しい視点

に立った施策を総合的に推進し、もって主食である米の需給及び価格の安定という食糧法の目的を達成する狙い」で「新たな米政策」を九七年一月に発表した。政策内容の概要はおよそ次のとおりである。

①生産調整の規模等：二〇〇〇年一〇月末の国産米在庫を、二年かけて二〇〇万トンに減らす。そのため減反・転作面積を一七万六〇〇〇ha増加し、九八年度は九六万三〇〇〇haとする。

②米需給安定対策（全国とも保証）：高率転作地域の不公平感を緩和するため、生産者（水田一〇ha当たり三〇〇〇円）と、政府（予算の範囲内での一定額）補償額の二分の一相当）が抛出して資金を造成し、生産調整目標を一〇〇%以上達成した農家に補償金を支払う。その単価は、大豆・麦・飼料・果樹・景観作物等は一〇ha当たり二万五〇〇〇円、調整水田一萬円、野菜・通年施行・保全管理等は四〇〇〇円、別に地域集団加入促進が五〇〇〇円である。



塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

- 1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
- 1959年 北海道立農業研究所
- 1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職
(農業経営学、農業政策担当)
- 1982年 農学博士
- 1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を
北海道大学図書刊行会より刊行

③水田営農確立助成金：②の加入者で生産調整目標を達成した農家に對し、一般作物については、高度水田一〇ヘクタール当たり二万円、団地形成、生産組織・集団営農、畜産複合、中山間地形形成については一万円、野菜等の特例作物については各二〇〇〇円を助成。

④水田麦、大豆、飼料作物の生産振興緊急対策：一〇ヘクタール当たり五〇〇〇円～一万七〇〇〇円を助成。

⑤稲作経営安定対策：自主流通米の価格下落による打撃を緩和するため、産地銘柄ごとに基準価格(過去三年間の平均)の二%を生産者が、六%を政府が拠出して資金造成し、基準価格と当年産価格との差額の八割を補填する。九八年産米についての平均見込みで、一俵当たり生産者の拠出額は三八三円、政府助成一一五〇円。

⑥新しい米政策確立円滑化事業：「新たな米政策」への移行措置として、九七年産米について一俵当たり平均一〇三八円(九四～九六年の平均価格と九五～九七年基準価格の差額の八割)を支給するが、その財源は生産者団体と政府が折

半。

⑦計画流通制度の運営改善：政府米の買い入れ数量は計画数量マイナズ販売未達成分、すなわち計画どおり売れなかった分だけ買い入れを減らす。九七年産米の買い入れは二二〇万トン、九八年産米は一〇〇万トンに限定。また九八年産以向の政府買い入れ銘柄は、政府買い入れ数量が計画出荷米の六割以内のものとし、この率を段階的に引き下げていく。

「新たな米政策」の問題点

以上を見ると、一部評価できる部面もあるが、生産者にとって多くの問題も抱えている。ここではそのうち特に主要な問題点について指摘しておきたい。

その第一は生産調整への助成である。前述②、③、④における助成のメニューは多種多様であるが、これらを合計して、現行と同じ最高額一〇ヘクタール当たり五万円水準を受給できるのは、麦、大豆、飼料作物のいずれかを対象作物とし、かつ集団化、栽培技術など全てにつ



▲恵庭市の水田（写真提供、農家の友）

いて最適条件を満たした場合に限
定される。他方生産者は「全国と
も保証」への抛棄として、新たな
負担をしなければならないのであ
る。

その二は⑤稲作経営安定対策で
ある。これは前述のように「基準
価格と当年産価格との差額の八割
を補填」であるが、ベースになっ
ている基準価格は、現在のような
「過剰」基調の下では当然下落し
ていく。つまりこの対策には価格
下落防止ないし価格維持機能は全
くないのである。また生産者、政
府合わせて基準価格の八割を抛棄
した基準で、差額の八〇%を補填
すると言つことは、単年度の価格
下落が一割以内でなければならな
い計算となる。事実政府はこれを
前提とした財源しか計上していな
い。しかし、今年の価格下落幅は
前述のようにこれを越えている。
政府は下落幅が大きく財源が不足
した場合は他からの借り入れて対
応するとしているが、いずれにし
ても財源のパンクは必至である。
なお財源に関して言えば、稲作経

営安定対策等の新設に伴って、従
来の自主流通米計画流通対策費、
自主流通米計画販売対策費等が廃
止される。そして従来の自主流通
米流通対策費一俵当たりの単価と
（特定銘柄一一四〇円、平均九五
八円）新設の稲作経営安定対策の
政府助成額の見込み単価は（一一
五〇円）とはほぼ同額である。要
するに政府は既存の助成項目を新
設の助成項目に振り替えたに過ぎ
ず、他方で生産者抛棄を組み込ん
だのが「新たな米政策」の特徴と
言うことが出来るよう。以上指摘し
ただ点だけでも「新たな米政策」が
「米の需給及び価格の安定」と言
う狙いを達成できるかどうか甚だ
疑問に感じるのである。



▲栗山町、不動の滝